

改正案	現行
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第八十三条 法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからへまで、第二号、第三号ロ(12)、第四号、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 商工組合中央金庫の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ 流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項</p> <p>ヘ〜リ （略）</p> <p>ヌ 商工組合中央金庫が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）</p> <p>第八十三条 法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからへまで、第二号、第三号ロ(12)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 商工組合中央金庫の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ホ〜チ （略）</p> <p>リ 商工組合中央金庫が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律</p>

<p>第二百三十三号 第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次条第三号トにおいて同じ。）又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨</p> <p>ル (略)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第八十四条 法第五十三条第二項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号へ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 商工組合中央金庫及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>ニ 流動性に係る経営の健全性の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項</p> <p>ホ〜チ (略)</p> <p>四・五 (略)</p>	<p>第二百三十三号 第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次条第三号へにおいて同じ。）又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨</p> <p>又 (略)</p> <p>六・七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第八十四条 法第五十三条第二項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号ホ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 商工組合中央金庫及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ニ〜ト (略)</p> <p>四・五 (略)</p>
--	---